

候補者→選管

様式第1号（第2条関係）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和〇年 〇月 〇日

吉見町選挙管理委員会委員長

令和〇年〇月〇日執行吉見町〇〇選挙

候補者氏名（※戸籍名） 吉見太郎

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
令和〇年〇月〇日	(株)〇〇レンタカー 吉見町下細谷〇〇〇番地 代表取締役 〇〇〇〇	令和〇年〇月〇日～ 〇月〇日	〇〇〇〇円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和〇年〇月〇日	吉見町下細谷〇〇〇番地 〇〇〇〇	令和〇年〇月〇日～ 〇月〇日	〇〇〇〇円	
運転手の雇用	令和〇年〇月〇日	吉見町下細谷〇〇〇番地 〇〇〇〇	令和〇年〇月〇日～ 〇月〇日	〇〇〇〇円	
燃料代	令和〇年〇月〇日	(株)〇〇石油 吉見町下細谷〇〇〇番地 代表取締役社長 〇〇〇〇	熊谷56た〇〇〇	〇〇〇〇円	単価 〇〇円

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記入してください。
- 3 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）。

候補者→選管

様式第2号（第2条関係）

選挙運動用ビラ作成契約届出書

令和〇年 〇月 〇日

吉見町選挙管理委員会委員長

令和〇年〇月〇日執行吉見町〇〇選挙

候補者氏名（※戸籍名） 吉見太郎

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和〇年〇月〇日	(株)〇〇印刷 吉見町下細谷〇〇〇番地 代表取締役社長 〇〇〇〇	〇〇〇〇枚	〇〇〇〇円	1枚当たり 〇円 (消費税含む)

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

候補者→選管

様式第3号（第2条関係）

選挙運動用ポスター作成契約届出書

令和〇年 〇月 〇日

吉見町選挙管理委員会委員長

令和〇年〇月〇日執行吉見町〇〇選挙

候補者氏名（※戸籍名） 吉見太郎

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和〇年〇月〇日	(株)〇〇印刷 吉見町下細谷〇〇〇番地 代表取締役社長 〇〇〇〇	〇〇〇〇枚	〇〇〇〇円	1枚当たり 〇円 (消費税含む)

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第4号（第3条関係）

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

令和〇年 〇月 〇日

吉見町選挙管理委員会委員長

令和〇年〇月〇日執行吉見町〇〇選挙

候補者氏名（※戸籍名） 吉見太郎

次の選挙運動用自動車燃料代につき、吉見町議会議員及び吉見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和〇年〇月〇日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
(株)〇〇石油 代表取締役社長 〇〇〇〇
吉見町下細谷〇〇〇番地
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
熊谷56た〇〇〇
- 4 確認申請金額 〇〇〇〇円 ※限度額 7,700円×5日間÷38,500円

区 分	購入金額	左のうち確認済み 又は確認申請金額
前回までの累積金額（a）	0円	0円
今回の購入金額（b）	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
燃料代計（a）+（b）	〇〇〇〇円	〇〇〇〇円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から吉見町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。

様式第5号（第3条関係）

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

令和〇年 〇月 〇日

吉見町選挙管理委員会委員長

令和〇年〇月〇日執行吉見町〇〇選挙

候補者氏名（※戸籍名） 吉見太郎

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、吉見町議会議員及び吉見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

1 契約年月日 令和〇年〇月〇日

2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(株)〇〇印刷 代表取締役社長 〇〇〇〇
吉見町下細谷〇〇〇番地

3 確認申請枚数 〇〇〇〇枝 ※町長：最大5,000枝 町議：最大1,600枝

区 分	作成枚数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数（a）	〇枝	〇枝
今回の枚数（b）	〇〇〇〇枝	〇〇〇〇枝
枚数計（a）+（b）	〇〇〇〇枝	〇〇〇〇枝
備 考	実際のビラ作成 枚数を記載	作成枚数のうち、公費負 担を受ける枚数を記載

備考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から吉見町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

候補者→選管

様式第6号（第3条関係）

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

令和〇年 〇月 〇日

吉見町選挙管理委員会委員長

令和〇年〇月〇日執行吉見町〇〇選挙

候補者氏名（※戸籍名） 吉見太郎

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、吉見町議会議員及び吉見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和〇年〇月〇日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
株式会社〇〇印刷 代表取締役社長 〇〇〇〇
吉見町下細谷〇〇〇番地
- 3 確認申請枚数 〇〇〇〇枚 ※限度枚数 74カ所×1.2=89枚

区分	作成枚数	左のうち確認済み又は 確認申請枚数
前回までの累積金額（a）	〇枚	〇枚
今回の枚数（b）	〇〇枚	〇〇枚
枚数計（a）+（b）	〇〇枚	〇〇枚
備考	実際のポスター作成 枚数を記載	作成枚数のうち、公費負 担を受ける枚数を記載

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から吉見町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

選管→候補者→契約業者→町長

様式第7号（第3条関係）

選挙運動用自動車燃料代確認書

確認番号第 _____ 号

令和〇年 〇月 〇日

吉見町選挙管理委員会

委員長 関根義之



吉見町議会議員及び吉見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、次の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

1 令和〇年〇月〇日執行吉見町〇〇〇選挙

2 候補者の氏名（※戸籍名） 吉見太郎

3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号

態谷56た〇〇〇

4 確認金額 〇〇〇〇円

備考

- この確認書は、燃料代について確認を受けた候補者から燃料供給業者に提出してください。
- この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。
- この確認書に記載された候補者について供託物を没収された場合には、燃料供給業者は、吉見町に支払を請求することはできません。

選管→候補者→契約業者→町長

様式第8号（第3条関係）

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

確認番号第 _____ 号

令和〇年 〇月 〇日

吉見町選挙管理委員会

委員長 関根義之



吉見町議会議員及び吉見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、次の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

1 令和〇年〇月〇日執行吉見町〇〇〇選挙

2 候補者の氏名（※戸籍名）吉見太郎

3 確認枚数 〇〇〇〇枚

備考

- この確認書は、選挙運動用ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、吉見町に支払を請求することはできません。

選管→候補者→契約業者→町長

様式第9号（第3条関係）

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

確認番号第 _____ 号

令和〇年 〇月 〇日

吉見町選挙管理委員会

委員長 関根義之



吉見町議会議員及び吉見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、次の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

1 令和〇年〇月〇日執行吉見町〇〇〇選挙

2 候補者の氏名（※戸籍名） 吉見太郎

3 確認枚数 〇〇〇〇枚

備考

- この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、吉見町に支払を請求することはできません。

選管→候補者→契約業者→町長

様式第10号（その1）（第5条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

令和〇年 〇月 〇日

令和〇年〇月〇日執行吉見町〇〇選挙

候補者氏名（※戸籍名） 吉見太郎

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 (該当する方の番号に 〇をしてください。)	1	一般乗用旅客自動車運送 事業者との運送契約によ る場合	②	左に掲げる場合 以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住 所並びに法人にあってはその代表者 の氏名		(株)〇〇レンタカー 吉見町下細谷〇〇〇番地 代表取締役 〇〇〇〇		
車種及び自動車登録番 号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考	
熊谷56た〇〇〇	令和〇年〇月〇日 ~〇月〇日	〇〇〇〇円		

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が吉見町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、吉見町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
(2) (1)以外の場合 16,100円
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、吉見町に支払を請求することはできません。

選管→候補者→契約業者→町長

様式第10号(その2)(第5条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

令和〇年 〇月 〇日

令和〇年〇月〇日執行吉見町〇〇選挙

候補者氏名(※戸籍名) 吉見太郎

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

燃料供給業者の住所又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)	(株)〇〇石油 代表取締役社長 〇〇〇〇 吉見町下細谷〇〇〇番地			
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和〇年〇月〇日	熊谷56た〇〇〇	〇〇ℓ	〇〇円	
令和〇年〇月〇日	熊谷56た〇〇〇	〇〇ℓ	〇〇円	
令和〇年〇月〇日	熊谷56た〇〇〇	〇〇ℓ	〇〇円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が吉見町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、吉見町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

候補者→契約業者→町長

様式第10号（その3）（第5条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

令和〇年 〇月 〇日

令和〇年〇月〇日執行吉見町〇〇選挙

候補者氏名（※戸籍名） 吉見太郎

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

運転手の氏名及び住所	住所	吉見町下細谷〇〇〇番地	
	氏名	山田 次郎	
雇用年月日	報酬の額	備考	
令和〇年〇月〇日	〇〇円		

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 2 運転手が吉見町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、吉見町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 5 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 6 候補者の指定した運転手以外の運転手は、吉見町に支払を請求することはできません。

候補者→契約業者→町長

様式第 1 1 号 (第 5 条関係)

選挙運動用ビラ作成証明書

令和〇年 〇月 〇日

令和〇年〇月〇日執行吉見町〇〇選挙

候補者氏名 (※戸籍名) 吉見太郎

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	(株)〇〇印刷 吉見町下細谷〇〇〇番地 代表取締役社長 〇〇〇〇
作成枚数	〇〇枚
作成金額	〇〇円
備考	実際のビラ作成 枚数及び金額 (税込み) を記載

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が吉見町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、吉見町に支払を請求することはできません。
- 一人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。
 - 町長 枚数 5, 0 0 0 枚、町議会議員 枚数 1, 6 0 0 枚
 - 限度額 7 円 7 3 銭 (単価) × (1) の枚数 = 限度額

候補者→契約業者→町長

様式第 1 2 号 (第 5 条関係)

選挙運動用ポスター作成証明書

令和〇年 〇月 〇日

令和〇年〇月〇日執行吉見町〇〇選挙

候補者氏名 (※戸籍名) 吉見太郎

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	(株)〇〇印刷 吉見町下細谷〇〇〇番地 代表取締役社長 〇〇〇〇
作成枚数	〇〇枚
作成金額	〇〇円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	74カ所

実際のポスター作成
枚数及び金額 (税込み) を記載

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいてポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が吉見町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、吉見町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - 枚数 当該選挙区におけるポスター掲示場数×1. 2=枚数・・・1未満の端数は切り上げ
 - 限度額 541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316, 250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額 (1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とする。) ×(1)の枚数=限度額

契約業者→町長

様式第13号（第6条関係）

請 求 書 （選挙運動用自動車の使用）

令和〇年 〇月 〇日

吉見町長

住所（所在地） 吉見町下細谷〇〇
氏名（名称） 山田 次郎

（法人にあつては、その代表者の氏名も記入する）

吉見町議会議員及び吉見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請 求 金 額 〇〇円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選 挙 名 令和〇年〇月〇日執行吉見町〇〇〇選挙
- 4 候補者の氏名（※戸籍名） 吉見太郎

5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	普通	口座番号	〇〇〇〇
フリガナ	ヤマダ ジロウ		
口座名義	山田 次郎		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、吉見町に支払を請求することはできません。
- 3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

契約業者→町長

(別紙) その1

請 求 内 訳 書
 (一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約
 により選挙運動用自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和〇年〇月〇日	60,000 円 × 1 台 = 60,000 円	64,500 円 × 1 台 = 64,500 円	60,000 円	
令和〇年〇月〇日	60,000 円 × 1 台 = 60,000 円	64,500 円 × 1 台 = 64,500 円	60,000 円	
令和〇年〇月〇日	60,000 円 × 1 台 = 60,000 円	64,500 円 × 1 台 = 64,500 円	60,000 円	
令和〇年〇月〇日	60,000 円 × 1 台 = 60,000 円	64,500 円 × 1 台 = 64,500 円	60,000 円	
令和〇年〇月〇日	60,000 円 × 1 台 = 60,000 円	64,500 円 × 1 台 = 64,500 円	60,000 円	
年 月 日			円	
年 月 日			円	
計			300,000 円	

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

契約業者→町長

(別紙) その2

請 求 内 訳 書
 (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との
 契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(1) 自動車の借入れ

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和〇年〇月〇日	15,000 円 × 1 台 = 15,000 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	15,000 円	
令和〇年〇月〇日	15,000 円 × 1 台 = 15,000 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	15,000 円	
令和〇年〇月〇日	15,000 円 × 1 台 = 15,000 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	15,000 円	
令和〇年〇月〇日	15,000 円 × 1 台 = 15,000 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	15,000 円	
令和〇年〇月〇日	15,000 円 × 1 台 = 15,000 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	15,000 円	
年 月 日	円 × 1 台 = 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	円	
年 月 日	円 × 1 台 = 円	16,100 円 × 1 台 = 16,100 円	円	
計			75,000 円	

備考

- 1 「運送金額」欄は、借入期間ではなく選挙運動期間のみの額を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

契約業者→町長

(別紙) その2

請 求 内 訳 書 (一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との 契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(2) 燃料代

販売 年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和〇年〇月〇日	熊谷56た〇〇〇	130円×〇ℓ= 〇〇円			
令和〇年〇月〇日	熊谷56た〇〇〇	130円×〇ℓ= 〇〇円			
令和〇年〇月〇日	熊谷56た〇〇〇	130円×〇ℓ= 〇〇円			
令和〇年〇月〇日	熊谷56た〇〇〇	130円×〇ℓ= 〇〇円			
令和〇年〇月〇日	熊谷56た〇〇〇	130円×〇ℓ= 〇〇円			
年 月 日		円× ℓ = 円			
年 月 日		円× ℓ = 円			
計		〇〇円	〇〇円	〇〇円	

備考

- 「基準限度額」の計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」計欄には、(ア) の計欄又は (イ) の計欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び (ア) 欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

契約業者→町長

(別紙) その2

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との
契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

(3) 運転手

雇用年月日	報 酬 (ア)	基 準 限 度 額 (イ)	請 求 金 額	備 考
令和〇年〇月〇日	10,000円	12,500円	10,000円	
令和〇年〇月〇日	10,000円	12,500円	10,000円	
令和〇年〇月〇日	10,000円	12,500円	10,000円	
令和〇年〇月〇日	10,000円	12,500円	10,000円	
令和〇年〇月〇日	10,000円	12,500円	10,000円	
年 月 日	円	12,500円	円	
年 月 日	円	12,500円	円	
計			50,000円	

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

契約業者→町長

様式第14号（第6条関係）

請 求 書 （選挙運動用ビラの作成）

令和〇年 〇月 〇日

吉見町長

住所（所在地） 吉見町下細谷〇〇番地
氏名（名称） (株)〇〇印刷
代表取締役社長 山田三郎
（法人にあっては、その代表者の氏名も記入する）

吉見町議会議員及び吉見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 請求金額 〇〇円
- 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 選挙名 令和〇年〇月〇日執行吉見町〇〇〇選挙
- 候補者の氏名（※戸籍名） 吉見太郎
- 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	普通	口座番号	〇〇〇〇
フリガナ	カ) 〇〇インサツダイヒョウトリシマリヤク ヤマダサブロウ		
口座名義	(株)〇〇印刷代表取締役社長 山田三郎		

備考

- この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ビラ作成枚数確認書及び選挙運動用ビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、吉見町に支払を請求することはできません。
- この請求書には、作成したビラの見本1枚（2種類の場合には各1枚）を添付してください。

契約業者→町長

(別紙)

請求内訳書

候補者氏名 (※戸籍名)

吉見太郎

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A×B	単価 C	枚数 D	金額 C×D	単価 E	枚数 F	金額 E×F	
7円	4,000枚	28,000円	7.73円	1,600枚	○○○○円	7円	4,000枚	28,000円	

備考

- 1 D欄には、選挙運動用ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

契約業者→町長

様式第15号（第6条関係）

請 求 書 （選挙運動用ポスターの作成）

令和〇年 〇月 〇日

吉見町長

住所（所在地） 吉見町下細谷〇〇番地
氏名（名称） (株)〇〇印刷
代表取締役社長 山田三郎

（法人にあつては、その代表者の氏名も記入する）

吉見町議会議員及び吉見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第第11条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 〇〇円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和〇年〇月〇日執行吉見町〇〇〇選挙
- 4 候補者の氏名（※戸籍名） 吉見太郎

5 振込先

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	〇〇支店
口座種別	普通	口座番号	〇〇〇〇
フリガナ	カ) 〇〇インサツダイヒョウトリシマリヤク ヤマダサブロウ		
口座名義	(株)〇〇印刷代表取締役社長 山田三郎		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用ポスター作成枚数確認書及び選挙運動用ポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、吉見町に支払を請求することはできません。

契約業者→町長

(別紙)

請 求 内 訳 書

候補者氏名 (※戸籍名) **吉見太郎**

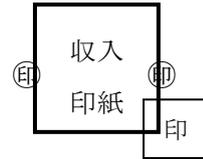
選挙区における ポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 A×B	単価 C	枚数 D	金額 C×D	単価 E	枚数 F	金額 E×F	
7 4 箇所	2,000 円	100 枚	200,000 円	4,815 円	89 枚	428,535 円	2,000 円	89 枚	178,000 円	

備考

- 1 「ポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスター作成証明書の当該選挙区におけるポスター掲示場数を記載してください。
- 2 D欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 3 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 4 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- 5 E×Fの欄に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は1円としてください。

運送事業者の契約例

選挙運動用自動車運送契約書



〇〇〇〇〇〇選挙候補者 **甲野太郎**（以下「甲」という。）と **株式会社青木運輸**（以下「乙」という。）とは、選挙運動用自動車の運送について次のとおり契約を締結する。
(趣旨)

第1条 甲は、乙の所有する下記の自動車を運転手及び燃料込みで借り切り、乙はこれを貸し出すものとする。

車種 **小型乗用自動車（日産〇〇〇〇）**

登録番号 **熊谷45た〇△〇△**

(契約の期間)

第2条 この契約の期間は、**令和〇〇年〇月〇日**から**令和〇〇年△月△日**までとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、**262,500円**（1日について**52,500円**）とする。

なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で吉見町議会議員及び吉見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条例の規定に基づき吉見町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、吉見町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和〇〇年〇月〇日

甲 **吉見町下細谷〇〇〇番地**

甲野太郎

印

乙 **吉見町下細谷〇〇〇番地**

株式会社青木運輸

印

←社判

代表取締役社長 青木一郎

印

←代表者印

※契約書は、この形に限りませんが、契約の内容（契約の当事者、契約期間、契約金額等）及び候補者の申込意思と業者等の承諾意思とが書面上に明らかにされている必要があります。

選挙運動用自動車賃貸借契約書

〇〇〇〇〇選挙候補者 甲野太郎 (以下「甲」という。)と 山野次郎
(以下「乙」という。)とは、選挙運動用自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。
(趣旨)

第1条 甲は、乙の所有する下記の自動車を賃借し、乙はこれを賃貸するものとする。

車種 小型乗用自動車(トヨタ〇〇〇〇)

登録番号 熊谷56た〇△〇△

(契約の期間)

第2条 この契約の期間は、令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年△月△日までとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、75,000円(1日について15,000円)とする。

なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で吉見町議会議員及び吉見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条例の規定に基づき吉見町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、吉見町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和〇〇年〇月〇日

甲 吉見町下細谷〇〇〇番地

甲野太郎

Ⓜ

乙 吉見町下細谷〇〇〇番地

山野次郎

Ⓜ

※契約書は、この形に限りませんが、契約の内容(契約の当事者、契約期間、契約金額等)及び候補者の申込意思と業者等の承諾意思とが書面上に明らかにされている必要があります。

選挙運動用自動車の燃料供給契約書

〇〇〇〇選挙候補者 甲野太郎（以下「甲」という。）と 株式会社海川給油所
（以下「乙」という。）とは、選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。
（趣旨）

第1条 乙は、その所有する下記の燃料を甲に売り渡し、甲はこれを買受けるものとする。

品名 自動車用燃料

（契約の期間）

第2条 この契約の期間は、令和〇〇年 〇月 〇日から令和〇〇年 〇月 〇日までとする。

（契約金額）

第3条 この契約の契約料は、1ℓ当たり 150 円とする。

なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

（請求及び支払）

第4条 この契約に基づく契約金額で吉見町議会議員及び吉見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条例の規定に基づき吉見町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、吉見町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

（定めのない事項等）

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和〇〇年 〇月 〇日

甲 吉見町下細谷〇〇〇番地

甲野太郎

印

乙 吉見町下細谷〇〇〇番地

株式会社海川給油所

印

←社判

代表取締役社長 海川四郎

代表者印

※契約書は、この形に限りませんが、契約の内容（契約の当事者、契約期間、契約金額等）及び候補者の申込意思と業者等の承諾意思とが書面上に明らかにされている必要があります。

選挙運動用自動車運転手の雇用契約書

〇〇〇〇〇選挙候補者 甲野太郎（以下「甲」という。）と 乙野次郎（以下「乙」という。）とは、選挙運動用自動車の運転業務について次のとおり契約を締結する。
（趣旨）

第1条 乙は、甲の指定する選挙運動用自動車の運転業務を行うものとする。
（契約の期間）

第2条 この契約の期間は、令和〇〇年 〇 月 〇 日から令和〇〇年 〇 月 〇 日までとする。
（契約金額）

第3条 この契約の契約料は、60,000 円（1日について 12,000 円）とする。
（請求及び支払）

第4条 この契約に基づく契約金額で吉見町議会議員及び吉見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条例の規定に基づき吉見町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、吉見町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

（定めのない事項等）

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和〇〇年 〇 月 〇 日

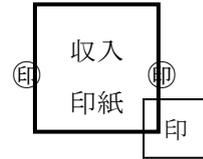
甲 吉見町下細谷〇〇〇番地
甲野太郎 印
乙 吉見町下細谷〇〇〇番地
乙野次郎 印

※契約書は、この形に限りませんが、契約の内容（契約の当事者、契約期間、契約金額等）及び候補者の申込意思と業者等の承諾意思とが書面上に明らかにされている必要があります。

ビラ作成の契約例

【 候補者 ⇔ ビラ作成業者 】

選挙運動用ビラ作成契約書



〇〇〇〇〇〇選挙候補者 **甲野太郎**（以下「甲」という。）と **株式会社 山 川 印 刷**（以下「乙」という。）とは、選挙運動用ビラの作成について次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ビラを作成印刷し、甲はこれを買受けるものとする。

品名 公職選挙法第142条に定める選挙運動用ビラ
 数量 **2,000**枚

（納入期限）

第2条 乙は、**令和〇〇年 〇 月 〇**日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動用ビラを納入するものとする。

（契約金額）

第3条 この契約の契約料は、**14,000**円（1枚当たりの単価**7**円、消費税を含む）とする。なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

（請求及び支払）

第4条 この契約に基づく契約金額で吉見町議会議員及び吉見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条例の規定に基づき吉見町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、吉見町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

（定めのない事項等）

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和〇〇年 〇 月 〇 日

甲 **吉見町下細谷〇〇〇番地**

甲野太郎



乙 **吉見町下細谷〇〇〇番地**

株式会社 山 川 印 刷



←社判

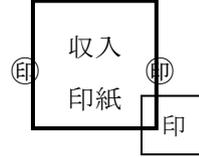
代表取締役社長 山川五郎



←代表者印

※契約書は、この形に限りませんが、契約の内容（契約の当事者、契約期間、契約金額等）及び候補者の申込意思と業者等の承諾意思とが書面上に明らかにされている必要があります。

選挙運動用ポスター作成契約書



〇〇〇〇〇選挙候補者 **甲野太郎**（以下「甲」という。）と **株海山印刷**
（以下「乙」という。）とは、選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用ポスターを作成印刷し、甲はこれを買受けるものとする。

品名 公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスター

数量 **100** 枚

（納入期限）

第2条 乙は、**令和〇〇年〇月〇**日までに、甲の指定する場所に前条の選挙運動用ポスターを納入するものとする。

（契約金額）

第3条 この契約の契約料は、**250,000**円（1枚当たりの単価 **2,500**円、消費税を含む）とする。なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

（請求及び支払）

第4条 この契約に基づく契約金額で吉見町議会議員及び吉見町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条例の規定に基づき吉見町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。

なお、吉見町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

（定めのない事項等）

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和〇〇年〇月〇日

甲 **吉見町下細谷〇〇〇番地**

甲野太郎

印

乙 **吉見町下細谷〇〇〇番地**

株海山印刷

印

←社判

代表取締役社長 海山三郎

印

←代表者印

※契約書は、この形に限りませんが、契約の内容（契約の当事者、契約期間、契約金額等）及び候補者の申込意思と業者等の承諾意思とが書面上に明らかにされている必要があります。